

租税特別措置法等（間接税関係）の改正

目 次	
一 酒税関係の改正……………	844
1 入国者が輸入するウイスキー等に係 る酒税の税率の特例措置の延長……………	844
2 ビールに係る酒税の税率の特例措置 の延長……………	845
3 被災酒類製造者が移出する清酒等に 係る酒税の税率の特例措置の延長……………	846
4 地理的表示「日本酒」の指定に伴う 酒類の品目表示の特例（例外表示）に 係る規定の整備……………	847
二 たばこ税関係の改正……………	847
1 入国者が輸入する紙巻たばこに係る たばこ税の税率の特例措置の延長……………	847
三 航空機燃料税関係の改正……………	848
1 特定離島路線航空機に積み込まれる 航空機燃料に係る航空機燃料税の税率 の特例措置の見直し……………	848
四 自動車重量税関係の改正……………	850
1 自動車重量税の免税等の特例措置 （いわゆる「エコカー減税」）の見直し…	850
2 被災自動車等に係る自動車重量税の 還付措置の延長……………	851
3 被災自動車等の使用者であった者が 取得する自動車に係る自動車重量税の 免税措置の延長……………	852
五 印紙税関係の改正……………	853
1 特定の学資としての資金の貸付けに 係る消費貸借契約書の印紙税の非課税 措置の創設……………	853
2 独立行政法人中小企業基盤整備機構 が作成する不動産の譲渡に関する契約 書等の印紙税の非課税措置の延長……………	854
六 関税法の改正（申告官署の自由化）に 伴う所要の規定の整備……………	855

一 酒税関係の改正

1 入国者が輸入するウイスキー等に係る 酒税の税率の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

保税地域から引き取られる酒類のうち、平成28年3月31日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は別送して輸入するウイスキー等（免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量のものに限られます。）に係る酒税の税率は、次のとおりとされていました（旧措法87の5）。

対象酒類	特例税率
一 ビール（関税についての条約の税率が無税とされるものに限られます。）又は発泡酒	200,000円/kl
二 ウイスキー又はブランデー（アルコール分が50%以上のもの（2ℓ未満の容器入りにしたものは除かれます。）は除かれます。）	600,000円/kl
三 ラム、ジン又はウォッカ	400,000円/kl
四 リキュール	300,000円/kl

（注）本特例の適用を受けるウイスキー等については、消費税を課さないこととされています（措法86の3）。

(2) 改正の内容

本特例は、ウイスキー等に係る関税が無税とされたことに伴い、通関時における納税手続の簡素化等を図る観点から講じられた措置ですが、ウイスキー等に係る関税を無税とする関税暫定措置法の適用期限が平成29年3月31日まで1年延長されることから、これに併せて、本特例の適用期限についても平成29年3月31日まで1年延長することとされました（措法87の5）。

2 ビールに係る酒税の税率の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者がその製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの間にビールをその製造場から移出する場合、又は平成25年3月31日以前にビールの製造免許を受けた者が同年4月1日から平成28年3月31日までの間にビールをその製造場から移出する場合において、その年度の前年度におけるビールの課税移出数量（以下2において「前年度課税移出数量」といいます。）が1,300kl以下であるときは、そのビールの製造者がその年度に移出するビール（酒税法第30条第3項（再移出控除）の適用を受けるものは除かれます。）の200klまでのものに係る酒税の税率は、次のいずれの者に該当するかに応じて、それぞれ次のとおりとされていました（旧措法87の6①～④）。

- ① 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者
その製造場からの移出が次のいずれの期間であるかに応じて、それぞれ次の税率
イ 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで 本則税率の100分の85
ロ 平成27年4月1日からビールの製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日まで 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それ

ぞれ次の税率

(イ) 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の92.5

(ロ) 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の85

- ② 平成25年3月31日以前にビールの製造免許を受けた者 其の製造場からの移出が次のいずれの期間であるかに応じて、それぞれ次の税率

イ 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで 本則税率の100分の85

ロ 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率

(イ) 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の92.5

(ロ) 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の85

(2) 改正の内容

本特例は、小規模なビール製造業への参入促進及び創業期における経営基盤の強化に資する観点から講じられた措置ですが、小規模ビール製造者を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあること等も勘案し、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました。

本特例の適用を受けるビールに対する改正後の酒税の税率は、次のいずれの者に該当するかに応じて、それぞれ次のとおりです（措法87の6①～④）。

- ① 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者
平成28年4月1日からビールの製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの間にビールをその製造場から移出した場合 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の

税率

イ 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の92.5

ロ 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の85

② 平成25年3月31日以前にビールの製造免許を受けた者

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間にビールをその製造場から移出した場合 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率

イ 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の92.5

ロ 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の85

(注) 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者がその製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの間に適用対象となるビールをその製造場から移出する場合には、前年度課税移出数量が1,300kl以下のビールに対する酒税の税率は、本則税率の100分の85とされています（平成25年改正法附則88②）。

3 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置の延長

(1) 制度の趣旨

東日本大震災により、酒類の製造場内の建物や製造設備が流失・損壊する等、多くの酒類製造者が甚大な被害を受けました。このため、こうした被災した酒類製造者については、事業の復旧に向けて、費用負担が増大すると見込まれました。

他方、中小零細な清酒製造者等に対しては、平成25年3月までの間の措置として講じられていた租税特別措置法第87条の規定による酒税の軽減措置（以下「清酒等に係る中小特例」とい

います。）が、平成23年4月に、その軽減割合が縮減されることになっていたことから、こうした状況を考慮して、清酒等に係る中小特例の対象者のうち、東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けた者について、清酒等に係る中小特例の軽減割合の縮減による影響を緩和する観点から、これらの者が移出する清酒等に対して、当面、縮減前の軽減割合を平成23年4月以降も継続して適用するようにする等の措置が講じられました。

(2) 改正前の制度の概要

東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等（租税特別措置法第87条第1項に規定する清酒等をいいます。）の製造者が、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間において、その年度の前年度における清酒等の課税移出数量が1,300kl以下であるときは、その清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（酒税法第30条第3項（再移出控除）の規定の適用を受けるものは除かれます。）の200klまでのものに係る酒税の税額は、酒税法第23条並びに租税特別措置法第87条第1項及び第87条の2の規定にかかわらず、同項の規定により計算した税額の100分の93.75とされていました（旧震災税特法43の2①）。

(注) 本特例の適用を受けようとする清酒等の製造者（以下「被災酒類製造者」といいます。）は、平成24年3月31日までに一定の事項を記載した申請書を国税庁長官に提出し、東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けたことにつき以下の要件のいずれかを満たすものとして国税庁長官の確認を受ける必要があります（震災税特法43の2②、震災税特令34①②）。

(i) 東日本大震災により自己の酒類の製造場において清酒等の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備（以下「清酒製造設備等」といいます。）に損害が生じ、その損害の金

額（保険金等により補填される部分の金額は除かれます。）がその製造場における清酒製造設備等の価額の10分の5以上であること。

- (ii) (i)のほか、東日本大震災により自己の酒類の製造場における清酒製造設備等のうち主要なものが滅失又は損壊（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊に限られます。）をしたことによってその製造場における清酒等の製造又は貯蔵が困難となったこと。

(3) 改正の内容

本特例は、被災酒類製造者について、清酒等に係る中小特例の軽減割合の縮減による影響を緩和する等の観点から講じられたものですが、被災酒類製造者を取り巻く環境は依然として厳しいことを考慮し、その適用期限を平成30年3月31日まで2年延長することとされました（震災特法43の2①）。

4 地理的表示「日本酒」の指定に伴う酒類の品目表示の特例（例外表示）に係る規定の整備

酒類については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に規定する酒類の品目等の表示義務に基づき、その容器又は包装の見やすい所に酒類の品目の表示が義務付けられています（酒類業組合法86の5）。一方で、酒類の品目の名称以外に一般に慣熟した呼称があるものとして財務省令で定める酒類については、当該品目の名称に代えて、財務省令で定める呼称を表示することができるこ

ととされており、清酒の品目に該当する全ての酒類については、その品目である「清酒」の表示に代えて「日本酒」の表示によることができることとされていました（以下「品目の例外表示」といいます。）（旧酒類業組法規11の5）。

今般、酒類業を所管する国税庁では、日本産酒類のブランド価値向上等の観点から、地理的表示（Geographical Indication：GI）の活用を図るため、地理的表示制度の改正（平成27年国税庁告示第19号）を行うとともに、国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定しました。これにより、その原料である米又は米こうじに国産米を用いたものであり、かつ、日本国内で製造された清酒のみが「日本酒」と表示できることとなりました（酒類の地理的表示として日本酒を指定する件（平成27年12月25日公告））。

この指定に伴い、地理的表示として「日本酒」を表示できる清酒の範囲と品目の例外表示として「日本酒」を表示できる清酒の範囲の整合性を図るため、品目の例外表示として「日本酒」を表示できる清酒の範囲を「国税庁長官が地理的表示として指定した日本酒の表示を使用することができるもの」に見直すこととされました（酒類業組法規11の5）。

この改正は、平成27年12月25日から適用されま

す（改正規則附則①）。

（注） 地理的表示とは、酒類や農産品において、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性が当該商品の地理的な産地に主として帰せられている場合において、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度です。

二 たばこ税関係の改正

1 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

保税地域から引き取られる製造たばこのうち、

平成28年3月31日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は別送して輸入する紙巻たばこ（免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量のものに限られます。）に係るたばこ税の税率は、1,000本につき

11,000円とされていました（旧措法88の2）。

（注）本特例の適用を受ける紙巻たばこに係るたばこ特別税の税率は、1,000本につき500円とされています（財源確保法8②）。また、本特例の適用を受ける紙巻たばこについては、消費税を課さないこととされています（措法86の3）。

したがって、本特例の適用を受ける紙巻たばこに係る税負担は、たばこ税及びたばこ特別税を合わせて1,000本につき11,500円となります。

（2）改正の内容

本特例は、紙巻たばこに係る関税が無税とされたことに伴い、通関時における納税手続の簡素化等を図る観点から講じられた措置ですが、紙巻たばこに係る関税を無税とする関税暫定措置法の適用期限が平成29年3月31日まで1年延長されることから、これに併せて、本特例の適用期限についても平成29年3月31日まで1年延長することとされました（措法88の2）。

三 航空機燃料税関係の改正

1 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の見直し

（1）改正前の制度の概要等

平成11年度税制改正において、離島については本土との地理的な隔絶性等の特殊事情があり、離島住民の生活の安定を図る上で航空交通の安定的な確保について政策上の配慮が求められていたこと等に鑑み、2年間の措置として、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を1kℓ当たり19,500円（本則の4分の3）に軽減する特例措置が講じられ、その後、期限の到来に伴い適用期限が2年ごとに延長されました。

平成23年度税制改正において、3年間の措置として、航空機燃料税の税率が1kℓ当たり18,000円（本則：26,000円）に引き下げられたことに伴い、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料については、その軽減割合（本則の4分の3）に応じて、航空機燃料税の税率を1kℓ当たり13,500円とする措置が講じられ、その後、平成26年度税制改正において、適用期限が3年延長されました（措法90の9）。

（注）「特定離島路線」とは、離島（その地域の全部又は一部が離島振興法の規定により指定さ

れた離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法に規定された奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法に規定された離島をいいます。）と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除きます。）のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定した路線をいいます（旧措令50の4、旧特定離島路線の指定に関する告示（平成11年3月運輸省告示第173号））。

（2）改正の内容

「特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置」については、首都圏の離島路線の就航・利用実態等に鑑み、租税特別措置法施行令第50条の4第1項第4号の対象となる路線（以下「4号路線」といいます。）の範囲に「離島と成田国際空港との間の路線」を加えた上、離島と大阪国際空港又は関西国際空港のいずれかとの間の路線の指定要件が緩和されました。また、この改正により4号路線の範囲が明確化されたことから、4号路線については、国土交通大臣が財務

大臣と協議して指定する手続が不要とされました（措令50の4）。

（注1） 特定離島路線の具体的範囲は、次のイからハマまでに掲げる路線として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの及びニに掲げる路線とされています。

イ 離島とその離島の属する都道府県の都道府県庁又は支庁の所在地との間の交通の用に供される路線

ロ 離島と他の離島との間の交通の用に供される路線であって、旅客の利用状況等からみて旅客の運送の確保を図ることが当該離島の住民の生活の安定に資するために特に必要と認められる路線

ハ 離島と都道府県庁所在地その他の経済上又は文化上特に重要な都市との間の交通の用に供される路線であって、旅客の利用状況等からみて旅客の運送の確保を図ることが当該離島の住民の生活の安定に資するために特に必要と認められる路線

ニ 離島と成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線

（注2） 上記イからハマまでに掲げる路線として次の路線が指定されています（特定離島路線の指定に関する告示（平成11年3月運輸省告示第173号））。

上記イの路線	礼文島－稚内空港、 利尻島－新千歳空港、 利尻島－札幌飛行場、 利尻島－稚内空港、 大島－調布飛行場、 利島－大島空港、 新島－調布飛行場、 神津島－調布飛行場、 三宅島－調布飛行場、 御蔵島－三宅島空港、 青ヶ島－八丈島空港、 佐渡島－新潟空港、 島後（隠岐）－出雲空港、 対馬島－長崎空港、 壱岐島－長崎空港、 小値賀島－長崎空港、 中通島（上五島）－長崎空港、 福江島－長崎空港、 種子島－鹿児島空港、 屋久島－鹿児島空港、 奄美大島－鹿児島空港、 喜界島－鹿児島空港、 喜界島－奄美空港、 徳之島－鹿児島空港、 徳之島－奄美空港、 沖永良部島－鹿児島空港、 沖永良部島－奄美空港、 与論島－鹿児島空港、 与論島－奄美空港
上記ロの路線	大島－三宅島、 御蔵島－八丈島、 沖永良部島－与論島
上記ハの路線	奥尻島－函館空港、 対馬島－福岡空港、 福江島－福岡空港、 奄美大島－那覇空港、 与論島－那覇空港

(3) 適用関係

上記の改正は、平成28年4月1日以後に特定離島路線を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料について適用されます（改正措令附則1）。

四 自動車重量税関係の改正

1 自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「エコカー減税」）の見直し

(1) 制度の趣旨

平成20年当時、厳しい経済情勢の下で、自動車の販売台数が減少し、裾野の広い関連産業に影響を及ぼすことが懸念されたことから、自動車の買換・購入需要を促進するとともに、環境性能に優れた自動車の普及・促進を図り、今後我が国が目指すべき低炭素社会の実現につながる措置を講ずる観点から、平成21年度税制改正において、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に最初に受ける車検の際に納付すべき自動車重量税について、環境性能に優れた自動車に係る負担を時限的に免除・軽減する措置（以下「エコカー減税」といいます。）が創設されました。

平成22年度税制改正において、エコカー減税の対象に、車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラック等（ディーゼル・ガソリン自動車）を追加することとされました。

平成24年度税制改正において、地球温暖化対策の推進、自動車産業の技術的優位性の確保・向上等の観点を踏まえ、燃費基準等の切り換えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上、その適用期限を3年延長することとされました。

平成26年度税制改正において、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要、反動減の緩和や自動車重量税の更なるグリーン化を推進する観点から、平成26年4月1日以後に初めて自動車検査証の交付を受けた免税対象車について、2回目の車検時に係る自動車重量税を免除（改正前：50%軽減）することとされました。

平成27年度税制改正において、地球温暖化対策の推進、自動車産業の技術的優位性の確保・向上等の観点を踏まえ、燃費基準の移行を円滑

に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、改正前の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を引き続き減税対象とする等の措置を講じた上で、その適用期限を2年延長することとされました。

(2) 改正前の制度の概要

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成27年5月1日から平成29年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるものについて、その納付すべき自動車重量税を免税、75%軽減、50%軽減又は25%軽減とすることとされています（旧措法90の12①～④、旧措規40の4）。

(3) 改正の内容

平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合するバス・トラックをエコカー減税の対象に追加することとされました。

具体的には、

- ① 免税対象車に、車両総重量が7.5tを超えるバス・トラックで平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（措法90の12①五ハ、措規40の4⑬）
- ② 75%軽減対象車に、車両総重量が7.5tを超えるバス・トラックで平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（措法90の12②二ハ、措規40の4⑳）
- ③ 50%軽減対象車に、車両総重量が7.5tを超えるバス・トラックで平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能

の良いもの（措法90の12③二ハ、措規40の4③）

- ④ 25%軽減対象車に、車両総重量が7.5 tを超えるバス・トラックで平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値を満たすもの（措法90の12④二ハ、措規40の4④）

を追加することとされました。

(4) 適用関係

上記の改正は、平成28年4月1日以後に自動車検査証の交付を受ける自動車について適用されます（改正法附則1）。

○重量車（車両総重量3.5 t 超のバス・トラック）

減免要件	排出ガス性能		燃費性能〔平成27年度燃費基準〕			
			達成	+ 5 % 達成	+10% 達成	+15% 達成
電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準（NOx）10%低減☆）	免税（2回目車検：免税）					
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成28年排出ガス基準 （車両総重量7.5 t 超に限る）		25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税 （2回目車検：免税）
	平成21年排出ガス基準	NOx・PM 10%低減 （☆）	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税 （2回目車検：免税）
				25%軽減	50%軽減	75%軽減

2 被災自動車等に係る自動車重量税の還付措置の延長

(1) 制度の趣旨等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により多くの自動車が被災し、特に津波により自動車自体が滅失してしまうケースが数多く発生しました。津波により滅失してしまった自動車については、自動車リサイクル制度に基づいた解体はできないため、自動車重量税の廃車還付制度を適用できませんでした。

こうした状況を踏まえ、平成25年3月31日までの間、東日本大震災により被災した一定の検査自動車に係る自動車重量税の還付措置が創設され、その後、本特例措置の対象に二輪の小型自動車、届出軽自動車等が追加されました。

平成25年度税制改正及び平成26年度税制改正において、当時の申請状況等を考慮して、その

適用期限をそれぞれ1年又は2年延長することとされました。

(2) 改正前の制度の概要

被災自動車及び被災届出軽自動車の所有者が、平成28年3月31日までに還付申請書を国土交通大臣等を通じて税務署長に提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができることとされていました（旧震災税特法45）。

（注1）「被災自動車」とは、自動車検査証の交付又は返付を受けた自動車（大型特殊自動車及び一定の被牽引自動車を除きます。）のうち、自動車検査証の交付又は返付を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に東日本大震災を原因として滅失し、解体し、又は自動車の用途を廃止したもので永久抹消登録等の手続がされたものをいいます（旧震災税特法45①、

震災税特令35①②）。

（注2）「被災届出軽自動車」とは、車両番号の指定を受けた軽自動車のうち、車両番号の指定を受けた後に東日本大震災を原因として軽自動車の使用を廃止したもので軽自動車届出済証を返納する手続きがされたものをいいます（旧震災税特法45②、震災税特規18①）。

（注3） 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第8条の規定の適用がある場合は、本特例措置の適用はありません。

(3) 改正の内容

「被災自動車等に係る自動車重量税の還付措置」については、最近における申請状況等を考慮し、その適用期限を3年延長し、平成31年3月31日までの措置とすることとされました（震災税特法45）。

3 被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置の延長

(1) 制度の趣旨等

上記2(1)で記述したとおり、東日本大震災により多くの自動車が被災し、使用できない状態となりましたが、被災地域においては、自動車は生活の足として重要な移動手段となっていることから、使用不能となった自動車の買換えを支援するため、平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間、被災自動車の使用者であった者等が取得する一定の検査自動車に係る自動車重量税を免除する措置が創設され、その後、本特例措置の対象に二輪の小型自動車、届出軽自動車等が追加されました。

平成26年度税制改正において、当時の申請状況等を考慮して、その適用期限を2年延長することとされました。

(2) 改正前の制度の概要

被災使用者が、平成23年3月11日から平成28年4月30日までの間に検査自動車（大型特殊自動車及び一定の被牽引自動車を除きます。）又は届出軽自動車を取得し当該検査自動車又は当該届出軽自動車について自動車検査証の交付等（平成23年3月11日以後最初に受けるものに限ります。）を受ける場合には、自動車重量税を免除することとされていました（旧震災税特法46①）。

（注1）「被災使用者」とは、以下の者をいいます（旧震災税特法46①、震災税特令36①）。

- ① 被災自動車又は被災届出軽自動車の使用者（法人も含みます。）
- ② 被災自動車又は被災届出軽自動車の使用者の相続人（当該使用者と生計を一にしていた者に限ります。）
- ③ 被災自動車若しくは被災届出軽自動車の使用者が法人であって、当該法人が合併により消滅した場合又は分割により被災自動車若しくは被災届出軽自動車に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合における当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人

（注2） 被災使用者が平成23年3月11日から平成28年4月30日までの間に取得し自動車検査証の交付等を受けた検査自動車の数と当該期間内に取得し車両番号の指定を受けた届出軽自動車の数とを合計した数が、当該被災使用者に係る被災自動車の数と被災届出軽自動車の数とを合計した数を超える場合には、当該合計した数を超えることとなる検査自動車又は届出軽自動車については、自動車重量税は免除されません（旧震災税特法46②）。

(3) 改正の内容

「被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置」については、最近における適用状況等を考慮し、そ

の適用期限を3年延長し、平成31年4月30日までの措置とすることとされました（震災税特法46）。

五 印紙税関係の改正

1 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の創設

(1) 制度創設の背景

現在、我が国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等の実現を図ることが、国や地方公共団体はもとより、国民全体に対して求められています（子どもの貧困対策の推進に関する法律3～5）。

（参考）子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）（抄）

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第5条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

このため、義務教育以降の後期中等教育及び高等教育段階においても、意欲と能力のある者が家庭の経済状況によって進学を断念することがないように支援をしていくことが重要となります。

この点、現在、高校段階では都道府県（都道府県に代わって奨学金事業を実施する公益社団法人及び公益財団法人を含みます。）が、また、

大学段階では独立行政法人日本学生支援機構が、それぞれ実施する奨学金事業を中心に支援が図られ、これらの事業に関し作成される消費貸借契約書については、印紙税の非課税措置が講じられています（印紙税法別表第三、旧措法91の2）。

また、公益法人等は、独立行政法人日本学生支援機構又は都道府県（以下「日本学生支援機構等」といいます。）が実施する奨学金事業では対象となりにくい学生や分野にも光を当てる特色のある奨学金事業を実施しており、当該奨学金事業は、教育の機会均等の実現という観点において、日本学生支援機構等が行う奨学金事業を補完する役割を担っています。

こうした状況を踏まえ、公益法人等が実施する特色のある奨学金事業をさらに促進するとともに、真に奨学金を必要としている者に有効に利用される環境を整え、ひいては教育の機会均等を実現するため、特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置が創設されました。

(2) 制度の概要

高等学校、大学等の生徒又は学生であって経済的理由により修学に困難がある者に対して文部科学大臣の確認を受けた無利息で行われる学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に作成されるものには、印紙税を課さないこととされました（措法91の2②）。

（注1）「高等学校、大学等の生徒又は学生」とは、以下の者をいいます（措法91の2①②）。

- ① 高等学校の生徒
- ② 中等教育学校の後期課程の生徒
- ③ 特別支援学校の高等部の生徒

- ④ 大学の学生
- ⑤ 高等専門学校の学生
- ⑥ 専修学校の高等課程及び専門課程の生徒

(注2) 「経済的理由により修学に困難がある者」とは、独立行政法人日本学生支援機構法第14条第3項（第2種学資金）の認定を受ける者と同程度の経済的理由により修学に困難があるものをいいます（措令52②）。

(注3) 「文部科学大臣の確認を受けた無利息で行われる学資としての資金の貸付け」とは、次のいずれにも該当するものであることにつき文部科学大臣の確認を受けたものをいいます（措令52③）。

- ① 経済的理由により修学に困難がある高等学校、大学等の生徒又は学生に対して無利息で行われる学資としての資金の貸付けであること。
- ② 特定の法人等（法人その他の団体又は個人をいいます。）の従業者の親族のみを対象とする貸付けその他当該従業者の福利厚生のための貸付けと認められるものでないこと。
- ③ 貸主（当該貸主が実施する学資としての資金の貸付けに係る事業を委託した者を含みます。）への就職を条件とする貸付けその他卒業後に当該貸主に直接的な利益をもたらす条件を付したものでないこと。

(注4) 文部科学大臣は、上記（注3）の①～③を確認し、当該確認に3年以内の期限を付して、その確認を受ける者に書面で通知することとなります。通知を受けた者は、確認に付された期限の翌日から7年間、当該書面を主たる事務所の所在地に保存する必要があります（措令52④⑤）。

(注5) 本措置は、消費貸借契約書に「租税特別措置法の規定により非課税となる旨」の表示がされたものに限り適用することとされています（措法91の2②、措規42）。

(注6) 消費貸借契約書は、生徒等が高等学校、大学等への入学前及び卒業後等に作成される場合もありますが、これも本措置の対象となる消費貸借契約書に該当します。

(注7) 学資としての資金の貸付けの債務者は、生徒等本人に限られ、保護者など生徒等本人以外の者が債務者である場合（連帯保証人又は保証人としての債務者である場合を除きます。）は、本措置は適用されません。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成28年4月1日以後に作成される消費貸借契約書について適用されます（改正法附則1）。

(注) 文部科学大臣の確認を受けた貸付けに係る消費貸借契約書で、当該確認を受けた日以後に作成されるものに限り適用されます。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の延長

(1) 改正前の制度の概要等

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の中小企業者が早期に事業を再開できるようにするため、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」といいます。）では、地方公共団体の要請に基づき、工場、事業所又はこれらの利用者の利便に供する施設の整備や賃貸その他の管理及び譲渡を行う事業（以下「仮施設整備事業」といいます。）を実施しています（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律130①）。

この仮施設整備事業を側面から支援する観点から、中小機構が、仮施設整備事業に係る業務（独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第13号に掲げる業務）に関して作成する不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限り適用されます。）のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び

助成に関する法律の施行の日（平成23年5月2日）から平成29年3月31日までの間に作成するものについては、印紙税を課さないこととされてきました（旧震災特法52）。

(2) 改正の内容

「独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置」については、平成29年3月31日までの措置とされていましたが、本非課税措置とともに措置されている仮設施設整備事業に係る登録免許税の特例措置の適用期限が平成28年3月31日とされていたことから、当該特例措置の取扱いと併せて検討が行われた結果、本措置の適用期限についても2年延長することとされ、

平成31年3月31日までの措置とされました（震災特法52）。

(注) 中小機構が行う仮設施設整備事業により整備した仮設工場・仮設店舗等は、地方公共団体を通じて原則無償で中小企業者に貸し付けられた後、1年以内にその地方公共団体に無償譲渡することとされています。

本措置では、仮設工場・仮設店舗等の建設に関する請負契約書のほか、当該無償譲渡に関する契約書についても非課税としていることから、その適用期限については、当該仮設工場・仮設店舗等の所有権の保存登記に係る登録免許税の特例措置の適用期限の1年後に設定されています。

六 関税法の改正（申告官署の自由化）に伴う所要の規定の整備

平成28年度の関税改正において、AEO事業者については、いずれかの税関官署に対して輸出入申告を行うことが可能とされたことに伴い、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（輸徴法）等について改正が行われています。

(注) AEO（Authorized Economic Operator）事業者とは、通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行する能力を有する者として税関長の承認等を受けた輸出入者及び通関業者等をいいます（旧関税法7の2、7の5、79等）。

(1) 改正前の制度の概要

輸入品については、輸入手続（関税法令に基づく輸入申告）が必要とされており、また、関税法の規定により関税が課されるほか、内国消費税に関する法令の規定により、内国消費税が課されることとされています。

輸入品に対する内国消費税の申告は、関税の手続との一元化を図る等の必要から、関税法に基づく輸入申告に併せて行うこととされており、具体的には、関税法令に基づく輸入申告書に、

内国消費税に係る「引取りに係る課税標準及び税額」（申告納税方式）又は「引取りに係る課税標準」（賦課課税方式）を記載することにより行われています（輸徴法6①②）。

この輸入申告の申告先については、通関の適正性や効果的・効率的な審査・検査を確保するため、関税法上、原則として貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関長に対して行わなければならないこととされています（関税法67の2①）。また、内国消費税の申告についても同様に、内国消費税に関する法令の規定により、当該保税地域の所在地を所轄する税関長に対して行わなければならないこととされており（消法47、旧酒法30の3、旧た法18、旧揮法11、旧石ガ法17、旧石石法14）、その納税地は当該保税地域の所在地とされています（消法26、酒法53、た法9、揮法26、石ガ法8、石石法7②）。

(注) 保税地域以外の場所から輸入される課税物品（外国貿易船等に積み込んだ状態で輸入する物品等）に係る内国消費税の納税地は、当該物品に係る関税を課する税関長の所属する

税関の所在地とされています（旧輸徴法21）。

(2) 改正の内容

平成28年度の関税改正においては、輸出入者、通関業者等の事務の効率化やコスト削減を図ることにより、貿易円滑化に資する観点から、AEO事業者の輸出入申告先に関する選択肢を拡大し、いずれかの税関官署に対して輸出入申告を行うことを可能とすることとされました。このうち、AEO事業者である特例輸入者及びAEO事業者である認定通関業者に輸入に係る通関手続を委託した特例委託輸入者が行う輸入については、貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関長に対して輸入申告を行うという原則にかかわらず、いずれの税関長に対しても輸入申告をすることができることとされました（関税法67の19）。

そこで、関税と内国消費税の申告手続（輸入申告先の税関）の一元化を図るため、輸入申告をする課税物品に係る内国消費税の納税地について、特例輸入者又は特例委託輸入者が関税法第67条の19（輸入申告の特例）の規定の適用を受けて輸入申告をする場合には、内国消費税に関する法令の規定にかかわらず、当該輸入申告に係る税関長の所属する税関の所在地とする（輸徴法21①）などの所要の整備が行われました。

(3) 適用関係

上記の改正は、公布の日（平成28年3月31日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。なお、施行日政令のほか、関係政省令等については、今後明らかにされる予定です。